

監査結果公表第28-14号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成29年3月2日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	大 野 義 信
同	露 原 行 隆

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置の通知

平成29年2月24日付け八地地第215号

平成29年2月24日付け八健推第1664号

平成26年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成29年2月21日付け八建政第496号

平成26年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成29年2月21日付け八水経第202号

平成26年度定期監査（消防本部・消防署）の結果に対する措置の通知

平成29年2月24日付け八消本総第593号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成25年度実施健康福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容
 高齢福祉課

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H27. 10. 26での取り組み等の内容	
<p>2 公益社団法人八尾市シルバー人材センターに対する事務について (2) 財産の管理について シルバー人材センターが事務所等として使用している建物の一部については、平成8年度に増築されているが、増築部分について公有財産台帳とシルバー人材センターの財産目録に重複して登録されているので、適正な処理を行うこと。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	3. 検討中
	<p>シルバー人材センターの財産目録への登録については、増築費用が同センターにより支出されたものであることから、法人会計上の処理として、資産計上して減価償却を行う必要がありました。 一方、本体建物が市の公有財産であり、増築部分が構造的にも使用状況においても分離できないものであることから、一体的に管理するため増築部分も公有財産台帳に登録しておりますが、市が予算を執行していないことから、公有財産台帳に増築部分の建築価格が3,949,276円と記載されていることについては0円と記載を改める予定です。</p>		<p>適正な財産管理を行うべく、高齢福祉課とシルバー人材センターの間で処理方法を検討しています。</p>	

平成 25 年度実施健康福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容
障がい福祉課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H28. 2. 29 までの取り組み等の内容	
<p>4 医療費の助成に関する事務について</p> <p>身体障害者及び知的障害者の医療費助成に関する条例では、「医療証交付申請日から助成が適用される」となっている。また、医療費の助成資格は障害認定日から生じるが、障害認定日は障害者手帳が交付されるまで判明しないため、医療費助成の一部の申請において、障害認定日から助成を適用するため、日付を遡って申請書を受理しているものが見受けられた。これらの事務については、申請者の利益を確保する観点から行われているものであるが、適正な事務処理となるよう規定の整備を行うこと。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	3. 検討中
	<p>現在見直しが検討されている大阪府補助制度との整合を図る方向で、規定の整備を行う準備を進めております。</p>		<p>平成 28 年度に見直しが検討されている大阪府補助制度との整合を図る方向で、規定の整備を行う準備を進めております。</p>	

平成 25 年度実施健康福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

健康保険課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H28. 2. 29 までの取り組み等の内容	
<p>4 国民健康保険出産費資金貸付基金について</p> <p>本基金については、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対して、その支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることを目的として設置されている。本基金条例で基金の額を 40,000 千円以内とし、平成 24 年度末残高は 30,902 千円となっているが、平成 21 年度に出産育児一時金の直接支払制度が開始されたことなどにより、貸付件数、金額ともに大幅に減少し、平成 24 年度の貸付件数は 1 件(金額 80 千円)となっており、基金残高と運用実態との乖離が顕著となってきている。今後、貸付状況の推移を勘案し、基金残高の見直し等について検討すること。</p>	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	<p>国民健康保険制度改革により、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営主体が都道府県となり国民健康保険業務が広域化されることが決定しており、現在、大阪府と府内市町村の代表及び大阪府国民健康保険団体連合会で構成される「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において、大阪府及び府内市町村の役割分担等、事務の詳細についての議論が行われているところ。そのため、当該基金残高の見直し等については、広域化に伴う財政運営等が明らかになった段階でその動向と見合せ、検討を行う予定です。</p>		<p>国民健康保険制度改革により、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営主体が都道府県となり国民健康保険業務が広域化されることが決定しており、現在国において都道府県と市町村の役割分担等、事務の詳細が詰められています。そのため、当該基金残高の見直し等については、広域化に伴う財政運営等が明らかになった段階でその動向と見合せ、検討を行う予定です。</p>	